## 国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）　（単位：千円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　業務費用 | | | |
| (1)　損益計算書上の費用 | | | |
| 業務費 | 2,100,188 | | |
| 一般管理費 | 166,472 | | |
| 財務費用 | 242 | | |
| 雑損 | 2,219 | | |
| 臨時損失 | 0 | 2,269,122 | |
| (2)　（控除）自己収入等 | | | |
| 授業料収益 | △　427,918 | | |
| 公開講座等収益 | △　5,864 | | |
| 入学料収益 | △　62,829 | | |
| 検定料収益 | △　9,546 | | |
| 受託研究等収益 | △　14,339 | | |
| 受託事業等収益 | △　59,683 | | |
| 寄附金収益 | △　20,564 | | |
| 資産見返寄附金戻入 | △　10,660 | | |
| 財務収益 | △　487 | | |
| 雑益 | △　44,754 | △　656,647 | |
| 業務費用合計 | | | 1,612,474 |
| Ⅱ　損益外減価償却相当額 | | | 226,888 |
| Ⅲ　損益外減損損失相当額 | | | — |
| Ⅳ　損益外利息費用相当額 | | | 132 |
| Ⅴ　損益外除売却差額相当額 | | | — |
| Ⅵ　引当外賞与増加見積額 | | | 6,782 |
| Ⅶ　引当外退職給付増加見積額 | | | △　145,175 |
| Ⅷ　機会費用 | | | |
| 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | | — | |
| 政府出資等の機会費用 | | — | — |
| Ⅸ　（控除）国庫納付額 | | | — |
| Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト | | | 1,701,103 |

## 注　記　事　項

【重要な会計方針】

当事業年度より、「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）」及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省　日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）」を適用しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、「特別経費」「特殊要因経費」及び「補正予算」で措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準または費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２～47年 |
| 構築物 | ２～53年 |
| 工具器具備品 | ２～10年 |
| 船舶 | ２～５年 |
| 車両運搬具 | ２～５年 |

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については、当該受託研究等期間で減価償却しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については８年、法人内利用のソフトウェアについては、法人内の利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）